



IFRS<sup>®</sup>

Accounting

2024年5月

公開草案

IFRS<sup>®</sup>会計基準

再生可能電力に係る契約  
IFRS第9号及びIFRS第7号の修正案

コメント期限：2024年8月7日

# 公開草案

再生可能電力に係る契約

IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2024 年 8 月 7 日

Exposure Draft *Contracts for Renewable Electricity* is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **7 August 2024** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2024 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®', 'SIC®' and 'SASB®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

# 公開草案

## 再生可能電力に係る契約

### IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案

コメント期限：2024 年 8 月 7 日

## 公開草案—2024年3月

公開草案「再生可能電力に係る契約」は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは 2024年8月7日までに到着する必要がある、[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いの要求をしない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2024 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’、‘IASB®’、IASB® ロゴ、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS® ロゴ、‘IFRS for SMEs®’、IFRS for SMEs® ロゴ、‘Hexagon Device’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘NIIF®’、‘SIC®’ 及び‘SASB®’がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目次

	開始ページ
はじめに	6
コメント募集	8
[案] IFRS 第9号「金融商品」の修正	11
[案] IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正	14
付録― [案] 他のIFRS会計基準書の修正	16
IASBによる公開草案「再生可能電力に係る契約」（2024年5月公表）の承認	18
公開草案「再生可能電力に係る契約」に関する結論の根拠	19
公開草案「再生可能電力に係る契約」に対する代替的見解	32

## はじめに

---

### IASB が本公開草案を公表している理由

- IN1 IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、自然に依存した源泉から生産された電力を購入し引渡しを受ける契約に企業が IFRS 第 9 号「金融商品」の 2.4 項をどのように適用するのかに関する要望書を受け取った。その要望書は、企業は IFRS 第 9 号の要求事項をこれらの契約に適用する際に適用上の困難を経験していると述べていた。これらの困難は以下の組合せにより生じている。
- (a) 再生可能電力生産の源泉の特徴並びに当該電力が販売される市場の設計及び運営
  - (b) 長期契約の「生産量買取（pay-as-produced）」要素（一般に「フィジカル電力購入契約」（フィジカル PPAs）と呼ばれる）
- IN2 委員会は当該事項を国際会計基準審議会（IASB）に検討を求めて照会した。利害関係者は IASB のリサーチ中に、IFRS 第 9 号の要求事項の PPAs への適用は、財務諸表利用者に有用性が低い情報を提供する場合があると述べた。さらに、利害関係者は、再生可能電力に対する需要の増大により PPAs の利用の増大が見込まれていることから適時な解決策が必要であると述べた。
- IN3 また、利害関係者は IASB に、フィジカル PPAs についての狭い範囲の基準設定を検討する場合、「バーチャル PPAs」（参照される生産設備から生産される電力量について実勢市場価格と契約上合意された価格との差額の純額決済を要求する PPAs）と一般的に呼ばれる契約を企業がどのように会計処理するかについても検討すべきであると述べた。フィジカル PPAs とバーチャル PPAs の両方の目的は、再生可能電力へのアクセスを確保し、購入又は販売される電力の単位当たりの価格を固定することである。したがって、この 2 種類の契約の経済的結果は同じである。多くの場合、企業が締結できる契約の種類は電力市場の設計及び運営によって決定される。
- IN4 IASB は、特定の特徴を有する再生可能電力を購入又は販売する契約について IFRS 会計基準の修正を提案する狭い範囲の基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。

### 本公開草案における提案

- IN5 IASB は IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」を修正することを提案している。具体的には、
- (a) 自己使用の要求事項 — 発電の源泉が自然に依存しており、購入者が数量リスクのほとんどすべてに晒されている再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に IFRS 第 9 号の 2.4 項を適用する際に企業が考慮することを要求される要因を含める。
  - (b) ヘッジ会計の要求事項 — 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を企業がヘッジ手段として用いることを認める。
    - (i) 所定の要件が満たされる場合に、変動数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指

## 再生可能電力に係る契約

定する。

(ii) ヘッジ対象をヘッジ手段について用いるのと同じ数量の仮定を用いて測定する。

(c) 開示要求 — 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が企業の財務業績並びに企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする開示要求を追加する。

IN6 IASB は、公表予定の IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」に同様の開示要求を追加する結果的修正も提案している。

### 提案の影響を受けるのは誰か

IN7 修正案は、本公開草案で記述している特徴を有する再生可能電力に係る契約を締結するあらゆる企業に影響を与える可能性がある。

### 次のステップ

IN8 IASB は、本公開草案における提案に対して受け取るコメントを検討し、その後に IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号を修正すべきかどうかを決定する。

## コメント募集

### はじめに

IASB は、本公開草案における提案に対するコメントを、特に以下に示す質問に関して募集している。コメントは次のようなものである場合に最も有用である。

- (a) 記載された質問に回答している。
- (b) 関連する具体的な項を示している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 特定の提案の文言のうち不明確又は翻訳が困難となるであろう文言を識別している。
- (e) 該当がある場合には、IASB が検討すべき代替案を含んでいる。

IASB は、コメントを本公開草案で行っている質問に限定することを要望している。しかし、コメント提出者はこのコメント募集におけるすべての質問に回答する必要はない。

### コメント提出者への質問

#### 質問 1—修正案の範囲

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.1 項から 6.10.2 項は、修正案の適用を特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約のみに限定するとしている。

提案している範囲は、他の契約の会計処理に対する意図しない影響を限定しつつ、利害関係者の懸念（本公開草案に関する結論の根拠の BC2 項に記述している）に適切に対処するものであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

#### 質問 2—提案している「自己使用」の要求事項

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.3 項は、所定の特徴を有する再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に IFRS 第 9 号の 2.4 項を適用する際に企業が考慮することを要求される要因を含んでいる。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するか、また、その理由は何か。

## 再生可能電力に係る契約

### 質問 3—提案しているヘッジ会計の要求事項

IFRS 第 9 号の修正案の 6.10.4 項から 6.10.6 項は、所定の要件が満たされる場合に企業が変動する名目数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定することを認め、ヘッジ手段の測定に用いるのと同じ数量の仮定を用いてヘッジ対象を測定することを認めるとしている。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

### 質問 4—提案している開示要求

IFRS 第 7 号の修正案の第 42T 項から第 42W 項は、所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が次のものに与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示することを企業に要求するとしている。

(a) 企業の財務業績

(b) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

### 質問 5—公的説明責任のない子会社について提案している開示要求

公表予定の IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」の修正案の第 67A 項から第 67C 項は、要件を満たす子会社が所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約に関する情報を開示することを要求するとしている。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

#### 質問 6—経過措置

IASB は、企業に以下を要求することを提案している。

(a) IFRS 第9号における自己使用の要求事項の修正を修正遡及アプローチを用いて適用する。

(b) ヘッジ会計の要求事項の修正を将来に向かって適用する。

修正案の早期適用は、修正が公表された日から認められる。

これらの提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、提案のどの側面に反対しているのかを明示されたい。その代わりに何を提案するのか、また、その理由は何か。

#### 質問 7—発効日

本公開草案における提案に対するフィードバック次第で、IASB は修正を 2024 年第 4 四半期に公表することを目指している。IASB は、修正を適用するために必要な時間に関するインプットを入手する前に発効日を提案することはしなかった。

コメント提出者の見解では、2025 年 1 月 1 日以後開始する事業年度という発効日は適切で、修正案を適用する準備をするための十分な時間を提供するか。賛成又は反対の理由は何か。

反対の場合、どのような発効日を提案するか、また、その理由は何か。

## 期 限

IASB は、2024 年 8 月 7 日までに書面で受け取ったすべてのコメントを考慮する。

## コメントの方法

コメントは電子的に提出されたい。

オンライン <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>

電子メール [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

回答者が秘密扱いを求めて我々がそれを認める場合を除き、コメントは公開の記録とされ、我々のウェブサイトに掲載される。秘密扱いの要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。秘密扱いを希望する場合には、コメントを提出する前に [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) まで連絡されたい。

## [案] IFRS 第 9 号「金融商品」の修正

6.10.1 項から 6.10.6 項、7.1.12 項、7.2.50 項から 7.2.52 項、6.10.1 項の前の小見出し及び 7.2.50 項の前の小見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。2.4 項及び 2.4 項の前の小見出し、7.1.12 項並びに 7.2.50 項は、追加ではないが、参照の便宜のために含めている。

## 第 2 章 範 囲

...

2.4 本基準書は、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約に、あたかも当該契約が金融商品であるかのように、適用しなければならない。ただし、企業の予想される購入、販売又は使用の必要に従った非金融商品項目の受取り又は引渡しの目的で締結され、引き続きその目的で保有されている契約は除く。ただし、本基準書は、企業が 2.5 項に従って純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した契約に適用しなければならない。

...

## 第 6 章 ヘッジ会計

...

### 6.10 再生可能電力に係る契約<sup>1</sup>

6.10.1 再生可能電力に係る契約は多くの方法で構成することができる。再生可能電力の通常のパイプライン購入又は販売（未履行契約）として構成される契約もあれば、参照される生産設備から生産される電力量について実勢市場価格と契約上合意された価格との差額の純額決済を要求する契約もある。企業は 6.10.3 項から 6.10.6 項の要求事項を次の両方の特徴を有する再生可能電力に係る契約に適用しなければならない。

- (a) 再生可能電力の生産の源泉が自然に依存するものであるため、特定の時期又は特定の数量での供給を保証できない。そのような源泉の例には、風力、太陽光及び水力がある。
- (b) 当該契約の下で購入者は、「生産量買取」の特徴を通じてほとんどすべての数量リスクに晒されている。数量リスクとは、生産される電力量が生産時点における購入者の電力需要と一致しないリスクである。

<sup>1</sup> 読みやすくするため、再生可能電力に係る契約についての修正案のすべてを IFRS 第 9 号「金融商品」の第 6 章の中で起案している (IFRS 第 9 号の 2.4 項の適用に関する修正案を含む)。IFRS 第 9 号の最終的な修正を起案するにあたり、IASB は当該修正の記載場所をさらに検討する。

- 6.10.2 6.10.3項から6.10.6項は、6.10.1項の特徴を有する再生可能電力に係る契約のみに適用され、6.10.3項から6.10.6項に定めているIFRS第9号の要求事項のみに対する例外を設けている。企業は、そのような再生可能電力に係る契約にIFRS第9号の他のすべての適用される要求事項を適用しなければならない。明確化のため、企業は6.10.3項から6.10.6項を他の契約、項目又は取引に類推適用してはならない。
- 6.10.3 6.10.1項の特徴を有する再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に2.4項の要求事項を適用する目的上、企業は契約の開始時及びその後の各報告日において、次のことを考慮しなければならない。
- (a) 契約の目的、設計及び構成（契約の残存期間にわたって引き渡されると見込まれる電力量を含む）。当該契約に基づいて引き渡されると見込まれる数量が、どのように、引き続き企業の予想される購入又は使用の必要に従ったものであるかを評価するにあたり、企業は遠い将来の期間について詳細な見積りを行うことを要求されない。そのような期間について、企業は報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報から予測を外挿することができる。ただし、企業は、報告日後12か月以上の期間（又はIFRS第18号のB95項に記述されている企業の正常営業循環期間）における企業の購入又は使用の必要について予想される変動に関する、報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。
  - (b) 引渡し後、短期間における未使用の再生可能電力についての過去の及び予想される売却の理由、並びにそのような売却が企業の予想される購入又は使用の必要に従ったものであるかどうか。未使用の再生可能電力の売却が企業の購入又は使用の必要に従ったものであるのは、次のすべての要件を満たす場合のみである。
    - (i) 当該売却が、数量リスクに対する企業のエクスポージャー（引き渡される再生可能電力と引渡し時における企業の電力需要との間にミスマッチを生じさせる）から生じている。
    - (ii) 電力が売却される市場の設計及び運営により、企業が売却の時期又は価格を決定する実際上の能力を有していない。
    - (iii) 企業が少なくとも同量の電力を売却後の合理的な期間（例えば、1か月）内に購入することを見込んでいる。
- 6.10.4 6.10.1項の特徴を有する再生可能電力に係る契約がヘッジ手段として指定されているキャッシュ・フロー・ヘッジ関係にセクション6.3を適用する目的上、次の場合に、かつ、次の場合にのみ、企業は変動する名目数量の電力の予定取引（販売又は購入のいずれか）をヘッジ対象に指定することが認められる。
- (a) ヘッジ対象が、ヘッジ手段が関連している変動数量の電力として定められている。
  - (b) (a)に従って指定された変動数量の電力の予定取引が、可能性が非常に高い将来の電力取引の数量を上回らない（6.10.5項が適用される場合は除く）。

## 再生可能電力に係る契約

- 6.10.5 企業が 6.10.4 項(a)に従って再生可能電力の売上を指定する場合に、ヘッジ手段が、再生可能電力に係る契約において参照されている生産設備からの将来の再生可能電力の売上の合計の比例的部分に関連するものであるときは、そうした予定売上は可能性が非常に高いことを要求されない。
- 6.10.6 6.5.11 項で要求している適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を会計処理するため、企業はヘッジ手段の測定に用いたものと同じ数量の仮定を用いてヘッジ対象を測定しなければならない。しかし、ヘッジ手段の測定に用いる他のすべての仮定及びインプット（価格設定の仮定を含む）は、ヘッジ対象の性質及び特性を反映したものでなければならない。ヘッジ手段の特性を織り込んではいならない（B6.5.5 項参照）。

## 第7章 発効日及び経過措置

### 7.1 発効日

---

...

- 7.1.12 [ 年 月 ] 公表の「再生可能電力に係る契約」により、6.10.1 項から 6.10.6 項及び 7.2.50 項から 7.2.52 項が追加された。企業は当該修正を [後日決定する日付] 以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用はこれらの修正の公表日から認められる。企業が当該修正を早期適用する場合、その旨を開示しなければならない。

### 7.2 経過措置

---

...

#### 「再生可能電力に係る契約」についての経過措置

- 7.2.50 企業は 6.10.3 項を IAS 第 8 号に従って遡及適用しなければならない。企業は過去の期間をこれらの修正の適用を反映するために修正再表示することを要求されない。企業は、事後的判断を使用せず可能である場合に、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することが認められる。企業が過去の期間を修正再表示しない場合には、従前の帳簿価額と企業が修正を最初に適用する報告期間の期首現在の帳簿価額との差額を、当該報告期間の期首において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。
- 7.2.51 しかし、修正の公表日を含む報告期間において企業が 6.10.3 項を適用する場合には、企業は従前の帳簿価額と修正の公表日現在の帳簿価額との差額を当該報告期間の期首において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。
- 7.2.52 企業は、6.10.4 項から 6.10.6 項を修正が最初に適用される日以後に指定される新たなヘッジ関係について将来に向かって適用しなければならない（7.1.12 項参照）。企業は、修正が最初に適用される日の前に指定されたキャッシュ・フロー・ヘッジ関係における

## 公開草案—2024年5月

ヘッジ対象の指定を変更することが認められる。念のためであるが、そのようなヘッジ対象の指定の変更はヘッジ関係の中止にも新たなヘッジ関係の指定にもならない。

## [案] IFRS 第7号「金融商品：開示」の修正

第42T項から第42W項、第44LL項から第44MM項及び第42T項の前の見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。第44LL項の前の見出しは、追加ではないが、参照の便宜のために含めている。第44MM項における公表予定のIFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」への参照は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に基づいている。

### 再生可能電力に係る契約

42T 再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）の当事者である企業は、これらの契約が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は次のことを開示しなければならない。

- (a) 当該契約の契約条件。契約条件の例には、契約の残存期間、価格設定の種類（参照市場、及び契約が価格調整条項を含んでいるかどうかなど）、最低数量又は最大数量、解約条項及び当該契約が再生可能エネルギー証書（又は類似の属性のもの）を含んでいるかどうかなどがある。
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定されない再生可能電力に係る契約について、次のいずれか
  - (i) 報告日現在の当該契約の公正価値（IFRS第13号の第93項(g)から(h)で要求している情報を付属させる）
  - (ii) 当該契約の残存期間にわたり販売者が販売すると見込んでいる又は購入者が購入すると見込んでいる再生可能電力の数量。企業はこの情報を、1年以内、1年超5年以内、及び5年超の各期間について範囲として示すことが認められる。また、企業は、当該情報の作成に用いた方法及び仮定、前期からの当該方法及び仮定の変更、並びにそうした変更の理由も開示しなければならない。

42U 企業が再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）における販売者である場合、これらの契約が企業の当該報告期間の財務業績にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、当該報告期間に販売した電力の合計に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比率を開示しなければならない。

42V 企業が再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）における購入者である場合、これらの契約が企業の当該報告期間の財務業績にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は当該報告期間について以下を開示しなければならない。

- (a) 購入した電力の正味合計量に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比

率

- (b) 購入した電力の正味合計量（生産の源泉を問わない）
- (c) 企業が電力を購入した市場における電力の単位当たりの平均市場価格
- (d) (b)と(c)の積が、(b)における電力量を購入するために企業が負担した実際の合計コストと大きく異なる場合には、差異の主な理由についての定性的な説明

42W B3項で要求しているように、企業は、どの程度の詳細を開示すべきか、開示要求のさまざまな側面にどのくらい重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、及び財務諸表利用者が企業の開示した定量的情報を評価するために追加的な説明を必要とするかどうかを検討しなければならない。例えば、企業は契約ごとの情報を個別に開示する必要はない。また、他のIFRS会計基準書に従ってすでに開示されている情報を繰り返す必要もない。

## 再生可能電力に係る契約

---

…

44LL [ 年 月] 公表の「再生可能電力に係る契約」(IFRS第9号も修正した)により、第42T項から第42W項及び第44MM項が追加された。企業はこれらの修正をIFRS第9号の修正の適用時に適用しなければならない。企業がIFRS第9号の修正を最初に適用する際に比較情報を修正再表示しない場合には、企業は第42T項から第42W項で要求している開示についても比較情報を表示してはならない。

44MM 企業が「再生可能電力に係る契約」を最初に適用する報告期間において、本項がなければIAS第8号の第28項(f)で要求される定量的情報の開示を要求されない。同様に、IFRS第19号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業は、本項がなければIFRS第19号の第134項(f)で要求される定量的情報の開示を要求されない。

## 付録— [案] 他の IFRS 会計基準書の修正

### IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」

このセクションで提案している修正は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に基づいており、「開示に関する取組み—公的説明責任のない子会社：開示」のプロジェクトにおいて IASB が行ったその後の決定について修正している。

第 67A 項から第 67C 項、B2 項及び第 67A 項の上の小見出しを追加する。読みやすくするため、新規の文言に下線を付していない。第 67A 項及び B2 項の前の見出しは、追加ではないが、参照の便宜のために含めている。

### 開示要求

---

...

### IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

...

### 再生可能電力に係る契約

67A 再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）の当事者である企業は、これらの契約が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は次のことを開示しなければならない。

- (a) 当該契約の契約条件。契約条件の例には、契約の残存期間、価格設定の種類（参照市場、及び契約が価格調整条項を含んでいるかどうかなど）、最低数量又は最大数量、解約条項及び当該契約が再生可能エネルギー証書（又は類似の属性のもの）を含んでいるかどうかなどがある。
- (b) 純損益を通じて公正価値で測定されない再生可能電力に係る契約について、次のいずれか
  - (i) 報告日現在の当該契約の公正価値（IFRS第19号の第79項(c)で要求している情報を付属させる）
  - (ii) 当該契約の残存期間にわたり販売者が販売すると見込んでいる又は購入者が購入すると見込んでいる再生可能電力の数量。企業はこの情報を、1年以内、1年超5年以内、及び5年超の各期間について範囲として示すことが認められる。また、企業は、当該情報の作成に用いた方法及び仮定、前報告期間からの当該方法及び仮定の変更、並びにそうした変更の理由も開示しなければならない。

67B 企業が再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）における販売者である場合、これらの契約が企業の当該報告期間の財務業績にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は、当該報告期間に販売した電力の合計に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比率を開示しなければならない。

67C 企業が再生可能電力に係る契約（IFRS第9号の6.10.1項の特徴を有しているもの）における購入者である場合、これらの契約が企業の当該報告期間の財務業績にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。具体的には、企業は当該報告期間について以下を開示しなければならない。

(a) 購入した電力の正味合計量に対する当該契約の対象となっている再生可能電力の比率

(b) 購入した電力の正味合計量（生産の源泉を問わない）

(c) 企業が電力を購入した市場における電力の単位当たりの平均市場価格

(d) (b)と(c)の積が、(b)における電力量を購入するために企業に生じた実際の合計コストと大きく異なる場合には、差異の主な理由についての定性的な説明

…

## 付録B—発効日及び経過措置

…

B2 [年 月]公表の「再生可能電力に係る契約」（IFRS第9号を修正した）により、第67A項から第67C項が追加された。企業は当該修正をIFRS第9号の修正の適用時に適用しなければならない。早期適用はこれらの修正の公表日から認められる。企業がIFRS第9号の修正を最初に適用する際に比較情報を修正再表示しない場合には、企業は第67A項から第67C項で要求している開示についても比較情報を表示してはならない。

## IASB による公開草案「再生可能電力に係る契約」(2024 年 5 月公表) の承認

---

公開草案「再生可能電力に係る契約」は、国際会計基準審議会 (IASB) の 14 名のメンバーのうち 12 名により公表が承認された。マッケンジー氏及びウール氏が公表に反対票を投じた。彼らの代替的見解は結論の根拠の後に示されている。

アンドレアス・バーコウ 議長

リンダ・メゾン＝ハッター 副議長

ニック・アンダーソン

パトリーナ・ブキャナン

タデウ・センドン

フローリアン・エステラー

ザック・ガスト

ハギト・ケレン

陸 建橋

ブルース・マッケンジー

ベルトラン・ペラン

鈴木 理加

アン・ターカ

ロバート・ウール

## 公開草案「再生可能電力に係る契約」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「再生可能電力に係る契約」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（IASB）の考慮事項を要約している。個々のIASBメンバーにより、重点を置く要因は異なっていた。

### 背景

---

- BC1 IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、自然に依存した源泉から生産された電力を購入し引渡しを受ける契約に企業がIFRS第9号「金融商品」の2.4項をどのように適用するのかに関する要望書を受け取った。その要望書は、企業はIFRS第9号の要求事項をこれらの契約（一般に「フィジカル電力購入契約」（フィジカルPPAs）と呼ばれる）に適用する際に適用上の困難を経験していると述べていた。
- BC2 委員会は当該事項を国際会計基準審議会（IASB）に検討を求めて照会した。利害関係者はIASBのリサーチ中に、IFRS第9号の要求事項のPPAsへの適用は、財務諸表利用者（投資者）に有用性が低い情報を提供する場合があると述べた。さらに、利害関係者は、再生可能電力に対する需要の増大によりPPAsの利用の増大が見込まれていることから適時な解決策が必要であると述べた。
- BC3 また、利害関係者は、フィジカルPPAsについての狭い範囲の基準設定を検討する場合、「バーチャルPPAs」（参照される生産設備から生産された電力量について実勢市場価格と契約上合意された価格との差額の純額決済を要求するPPAs）と一般的に呼ばれる契約を企業がどのように会計処理するかについても検討すべきであると述べた。これは、フィジカルPPAsとバーチャルPPAsの両方の目的は、再生可能電力への長期的なアクセスを確保し、購入又は販売される電力の単位当たりの価格を固定することであり、これら2種類の契約の経済的結果は同じであるからである。多くの場合、企業が締結できる契約の種類は電力市場の設計及び運営によって決定される。
- BC4 IASBは、特定の特徴を有する再生可能電力を購入又は販売する契約についてIFRS第9号の修正を提案する狭い範囲の基準設定プロジェクトを作業計画に追加することを決定した。これらの修正は、財務諸表がこれらの契約の影響を忠実に表現することを確保することを目的としている。
- BC5 IASBは、修正の範囲に含まれる再生可能電力に係る契約についての開示要求を追加することによってIFRS第7号「金融商品：開示」を修正することが必要であるという結論も下した。これにより、これらの契約が企業の財務諸表に与える影響を投資者が理解できるようになる。

## 修正案の範囲（提案している IFRS 第 9 号の 6.10.1 項から 6.10.2 項）

---

- BC6 非金融商品項目を売買する契約の会計処理における実務は長年にわたり進展しており、PPAs 以外については、投資者又は他の利害関係者からは懸念が指摘されていない。このため IASB は、PPAs について適時に解決策を開発するにあたり、非金融商品項目を売買するその他の契約の会計処理に対して修正案が意図しない影響を与えるリスクを最小限にすることが重要であることに留意した。
- BC7 IASB は、リサーチを通じて、再生可能電力に係る契約の会計処理に関して BC2 項に記述した懸念の大半は、以下の組合せにより生じていると結論を下した。
- (a) 再生可能電力生産の源泉が自然に依存していること
  - (b) 電力が購入又は販売される市場の設計及び運営
  - (c) 長期 PPAs の「生産量買取」の特徴。「生産量買取」の特徴は、参照された生産設備から生産された電力を当該電力の生産時に購入する義務を購入者に負わせる。こうした特徴により、購入者は、生産された電力量が生産時における購入者の電力需要と一致しないというリスクのほとんどすべてに晒される。
- BC8 IASB は、修正案の範囲に含まれる契約を、提案している 6.10.1 項に記述している特徴を用いて定義できると結論を下した。それらは IASB が範囲に含めることを意図していた契約の性質を適切に記述するからである。
- BC9 IASB は、電力に関するその他の契約を修正案に含めるべきかどうかも検討した。提案を開発するにあたり、IASB は、提案している 6.10.1 項に記述した特徴を有している契約と同じ懸念がその他の契約から生じるというフィードバックを受けなかった。IASB は、例えば、バイオマス・エネルギーに係る契約及び水力発電に係る一部の契約については、提案している 6.10.1 項に記述した特徴のうち 1 つしか有していない可能性があるため、提案している要求事項に含めなかった。
- BC10 このため IASB は、提案している 6.10.2 項に、企業は修正案を他の契約、項目又は取引に類推適用してはならない旨を含めた。
- BC11 再生可能電力に係る契約には、通常、再生可能エネルギー証書（RECs）（又はこれに類似した属性の証書、スキーム又は認定）が伴う。RECs は、再生可能生産設備から生産された電力を持参人が所有していることを証明する市場ベースの証書である。したがって、RECs は再生可能電力に係る契約を締結する企業にとっての重要な考慮事項である。IASB は、再生可能電力に係る契約に関する利害関係者の懸念に対処する上で、RECs に関する会計上の疑問点及びこれがこれらの契約の会計処理とどのような相互関係となるのかを切り離しても有効に対応できると結論を下した。その代わりに、IASB は、RECs に関する会計上の疑問点への対応は、排出物価格設定メカニズムに関する潜在的なプロジェクトにおいて取り扱うのが最善となり得ると結論を下した。IASB が

RECs を再生可能電力に係る契約に関する本プロジェクトに含めるとした場合、より広範囲の取決めを IASB が考慮しなければならなくなり、本プロジェクトを不必要に遅延させることになる。したがって、本公開草案は RECs の会計処理方法を提案していない。

- BC12 IASB は、修正案の範囲を IFRS 第 9 号の要求事項が適用される契約に限定することも決定した。利害関係者は、企業が他の IFRS 会計基準書（例えば、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」、IFRS 第 16 号「リース」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及び IFRIC 第 12 号「サービス委譲契約」）を適用して会計処理する再生可能電力に係る契約に関し懸念を識別しなかった。

### 自己使用の要求事項（提案している IFRS 第 9 号の 6.10.3 項）

---

- BC13 再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に関して指摘された懸念に対処するため、IASB は、企業が IFRS 第 9 号における自己使用の要求事項をそれらの契約にどのように適用するのかを説明する新しい要求事項を開発することを決定した。IASB は、2005 年 5 月に委員会がアジェンダ決定「引渡しの意味（IAS 第 39 号）」を公表したことに留意した。当該アジェンダ決定において、委員会は、顧客の勘定への配分は引渡しとみなせると結論を下した。IASB は、当該アジェンダ決定における事実パターンが再生可能電力に係る契約に基づく電力の引渡しに類似していると考えた。引き渡される電力が顧客の勘定に配分されるからである。当該提案は引渡しの意味に関する要求事項を含んでいない。
- BC14 投資者は IASB に、企業が電力を営業に使用する場合、これらの（通常は長期の）契約について公正価値変動を純損益に認識することは企業の業績に関する有用な情報を提供しないと伝えた。その代わりに、企業はこれらの契約をその他の調達契約と同じ方法で会計処理すべきである。注記における公正価値に関する情報は、企業が晒されているリスクを理解するために有用であろう。IASB は、これらの契約をすべての状況において公正価値で会計処理することは、投資者に有用な情報を提供しないであろうと結論を下した。
- BC15 一部の利害関係者は、BC14 項における IASB の結論に疑問を呈した。修正案の範囲に含まれる一部の契約について、経営者は、契約を締結する際に、引き渡された電力を引渡しの直後に売却しなければならなくなる場合があり得ることを知っているからである。これらの利害関係者の見解では、当該契約を純損益を通じて公正価値で測定することが、当該契約の下で生じるリスクを最もよく表すことになる。他の利害関係者からは、自己使用の要求事項の修正が必要かどうかという疑問も寄せられた。再生可能電力を購入する契約が現在の自己使用の要求事項を満たさない場合には、企業は当該契約をデリバティブとして会計処理することを要求される。これらの利害関係者は、IASB は企業がこれらの契約にヘッジ会計を適用できるようにすることだけに焦点を当てるべきであると提案した。そうすれば企業はさまざまな種類の PPA を同じ方法で会計処理す

## 再生可能電力に係る契約

るためにヘッジ会計を適用することができ、これらの契約が企業にとって同じ経済的結果を有することを反映することができる（BC3 項に記述されているように）。

- BC16 IASB は、自己使用の要求事項を適用する企業は、同じ経済的結果を有する非金融商品項目に係るその他の契約を通常の購入又はデリバティブのいずれかとしてすでに会計処理している可能性があると考えた（「通常の購入」は、ここでは IFRS 第 9 号「金融商品」に関する結論の根拠の BCZ2.18 項及び BCZ2.23 項と同じ意味を有している）。IAS 第 32 号「金融商品：表示」の AG20 項は、非金融商品を購入する契約のうち通常の購入であるものとデリバティブであるものとを区別するための枠組みを示している。この区別の基礎となる原則は、契約を締結した際の経営者の意図（事実及び状況によって証明される）である。IASB は、この基礎となる原則を維持する方法で修正を開発することを決定した。
- BC17 再生可能電力に係る契約は、市場の設計及び運営の対象でもあり、これらは 6.10.1 項で提案されている特徴との組合せで、購入者が未使用の電力を引渡しの直後に市場に売り戻すことを強制するか、又は、購入者がそうできない場合には、市場の運営が当該電力を「再入手」して（時には懲罰的な）ペナルティを支払うことを企業に要求する。
- BC18 引き渡される電力と引渡し時における企業の電力需要との間の mismatches は、6.10.1 項に記述したこれらの契約の特徴及び電力市場の設計又は運営から生じる。売却がこれらの mismatches から生じるとしても、契約を締結する際の経営者の意図は、企業の予想される購入又は使用の必要に従って電力を受け取ることである可能性がある。企業は、価格の短期的変動からの利益又はディーラーのマージンを生み出す目的で電力を売買してはいない。
- BC19 IASB は、企業（自己使用の要求事項を適用する）は、提案している 6.10.1 項における特徴及び電力市場の設計又は運営から生じる売却だけを理由に、再生可能電力を購入する契約を通常の購入として会計処理することを禁止すべきではないことに同意している。IASB は、企業は、契約が企業の予想される使用の必要に従って締結され引き続き保有されているかどうかを判断するために、引渡し直後の売却の理由を考慮すると決定した。
- BC20 しかし、新たな要求事項が自己使用の要求事項の背後にある基本原則を維持することを確保し、企業による取引又は契約のストラクチャリング（操作）のリスクを軽減し、提案に適切な厳格さを織り込むために、IASB は企業が次のことも考慮することを決定した。
- (a) 契約の目的、設計及び構成 — 修正案の範囲に含まれる再生可能電力を購入する契約は、通常、参照されている生産設備によって生産される電力の合計量の一定割合に対するアクセスを企業に与えるように設計され構成されている。企業が必要としているよりも多い電力を継続的に引き渡すと見込まれている契約を企業が締結する場合、そのような「過大な」契約は企業の予想される使用の要求に従ったものとはならない。

- (b) 使用されると見込まれる数量の変動に関する合理的で裏付け可能な情報 — 再生可能電力を購入する契約の多くは長期であるため、高いレベルの見積りの不確実性に晒されている。企業は契約の残存期間にわたって使用されると見込まれる電力量を評価することを要求される。この評価には、遠い将来の期間について詳細な見積りを行うことは要求されない。そのような期間について、企業は報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報から予測を外挿することができる。ただし、企業は、報告日後 12 か月以上の期間（又は IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の B95 項に記述されている企業の正常営業循環期間）における企業の購入又は使用の必要について予想される変動に関しての、報告日現在で利用可能な合理的で裏付け可能な情報を無視してはならない。この評価が目的としているのは、引き渡されると見込まれる数量が企業の予想される購入又は使用の必要に従ったものではなくなった場合に、契約が適時にデリバティブに分類変更されることを確保することである。
- (c) 合理的な期間にわたって正味の購入者であり続けるかどうか — 契約の特徴並びに市場の設計及び運営の組合せにより、企業が当該契約の残存期間にわたって頻繁で多額な売却を行う可能性がある。IASB は、引渡し直後に市場で売却された電力と同量の電力を売却後の合理的な期間内に購入することを企業に要求することを提案した。IASB は、合理的な期間は、通常、短期間であることを示すため、提案している 10.6.3 項(b)(iii)に 1 か月という例示を追加した。

## ヘッジ会計の要求事項（提案している IFRS 第 9 号の 6.10.4 項から 6.10.6 項）

---

### 再生可能電力に係る契約に関する適用上の困難

- BC21 企業が再生可能電力に係る契約を再生可能電力が売却又は購入される価格を固定するために使用することがますます多くなっている。通常の販売又は購入（IFRS 第 9 号の 2.4 項及び提案している 6.10.3 項で要求している）として会計処理されない契約について、企業は財務諸表においてリスク管理活動の影響を表現するためにヘッジ会計を適用する。
- BC22 IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の要求事項を適用するにあたって、名目数量が変動する再生可能電力に係る契約（すなわち、PPA）がヘッジ手段として指定されている場合、ヘッジ対象の指定及び測定において適用上の困難が生じる。

### ヘッジ対象の指定

- BC23 IFRS 第 9 号は一般的に、ヘッジ対象を特定の名目金額若しくは数量、又はそうした名目金額若しくは数量の構成部分として指定することを要求している。例えば、企業は 202X 年 6 月の電力販売のうち最初の 100 メガワット時、又は敷地 XYZ に貯蔵された天然ガスのうち 5 百万立方メートルの測定分の底溜り階層を指定することができる。ヘッ

## 再生可能電力に係る契約

ジ対象の変更（指定する名目金額又は数量の変更など）は、ヘッジ関係の終了を生じさせる。そのような変更は、企業の文書化したリスク管理目的の変更を示しているからである。

- BC24 大半のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係では、生じ得る唯一のキャッシュ・フローの変動性は、ヘッジされるリスク（例えば、非金融商品項目の市場価格）の変動から生じる。しかし、再生可能電力に係る契約をヘッジ手段として使用する際には、キャッシュ・フローの変動性は当該金融商品の名目金額又は数量に変動性があることから生じる。この数量の変動性が生じるのは、IFRS 第 9 号の 6.10.1 項に記述しているように再生可能電力の生産源が自然に依存しているからである。
- BC25 リスク管理の観点からは、企業は電力の市場価格の変動から生じるキャッシュ・フローの変動性をヘッジすることを望み、数量の不確実性についての関心はそれよりも低い。これは、数量の不確実性はおおむねヘッジ手段の変動する名目数量を通じてヘッジされるからである。言い換えると、契約に基づいて生産された再生可能電力が企業の実際の再生可能電力の販売又は購入以下である限りにおいて、価格リスクから生じる変動性を低減させるという企業の目的は達成されることになる。
- BC26 しかし、既存のヘッジ会計の要求事項を適用する際には、企業は、ヘッジ関係の残存期間全体を通じて十分な確実性及び一貫性をもって発生することとなる電力の予定取引の具体的な数量を指定しなければならない。これは、企業が電力の絶対量をヘッジ関係（これは残存期間全体を通じて変更できない）の開始時に確定しなければならないことを意味している。
- BC27 販売者の観点から一貫した数量の再生可能電力をヘッジ対象として指定することは、多くの場合、企業の再生可能電力の予定売上の小さい部分のみにヘッジ会計が適用される結果となる可能性がある。生産される実際の数量の変動性が自然に基づく条件の結果として非常に高いと見込まれるからである。例えば、生産設備の最大能力が 1,000 メガワット時であるとしても、（確率加重のシナリオ分析を用いて）生産されると見込まれる数量は 300 メガワット時から 600 メガワット時の範囲となる。それでも、再生可能電力契約の残存期間全体を通じて取引が発生する可能性が非常に高いという要求（IFRS 第 9 号の 6.3.3 項で要求されている）を満たすための十分な確実性及び一貫性をもって発生することとなる予定売上の数量は、100 メガワット時しかない。このシナリオでは、企業が生産し販売する電力のいかなる数量についても再生可能電力に係る契約が非常に有効な経済的ヘッジを提供するにもかかわらず、企業はヘッジ関係の残存期間にわたりヘッジ対象として 100 メガワット時しか指定できないこととなる。企業が適格なヘッジ関係を指定できるとしても、ヘッジ手段が変動する名目数量であるのに対し、ヘッジ対象は固定された名目数量であることから、ヘッジの非有効部分が必然的に生じる。IASB は、このような指定は、経済的には生産されたすべての電力が完全にヘッジされる結果となるというヘッジ対象（生産され販売される電力）とヘッジ手段（再生可能電力に係る契約）との契約上の結び付きを適切に考慮するものとならないと認識した。

- BC28 IASB は、電力の予定購入をヘッジする際の課題は、かなりの程度、電力の販売者について BC27 項に記述したものと同様であることも認識した。しかし、追加的に生じる課題は、電力の予定購入の数量と再生可能電力に係る契約に基づいて生産される電力量との間に契約上の結び付きがないことに関するものである。したがって、ヘッジ対象を単独で見た場合、予定売上について存在しているのと同じ数量の不確実性が存在しない可能性がある。企業の電力需要（したがって購入も）は一般的には信頼性をもって見積ることができるからである。
- BC29 電力の購入については、ヘッジ対象は生産される電力量に関してヘッジ手段との契約上の結び付きはないものの、再生可能電力に係る契約が生産される電力量が実際の電力のスポット購入を上回らない範囲で有効な経済的ヘッジを提供するという点で、ヘッジ対象とヘッジ手段は強い関係を有している。したがって、課題は、ヘッジ対象の数量（これは仮想デリバティブ（IFRS 第 9 号の B6.5.5 項参照）を構築するために用いられる）をヘッジ手段（例えば、再生可能電力に係る契約）の予想される（変動性のある）数量と整合する方法で定めることである。

## ヘッジ対象の測定

- BC30 IFRS 第 9 号の 6.5.11 項は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係を会計処理する企業に対して、ヘッジ関係の開始時からのヘッジ対象の公正価値（現在価値）の変動累計額を計算することを要求している。したがって、ヘッジ対象の公正価値変動の算定は、ヘッジ対象がどのように指定されたのか（例えば、ヘッジ対象は項目全体なのか、ある項目の構成部分なのか、又はある項目の構成部分の組合せなのか）に基づく。ヘッジの非有効部分を測定する目的で、ヘッジ対象の価値の変動を計算するために、企業は条件がヘッジ対象の重要な条件と一致するデリバティブ（一般に「仮想デリバティブ」と呼ばれる）を使用することができる。IFRS 第 9 号の B6.5.5 項は、企業がヘッジ対象の価値の変動を計算するために仮想デリバティブを使用している場合、その仮想デリバティブには、ヘッジ対象の価値における要素のうちヘッジ手段のみに存在しているものを含めることはできないと述べている。
- BC31 BC27 項に記述した例を取り上げると、ヘッジ対象の測定は 100 メガワット時という固定の数量に基づくことになる。IASB は、再生可能電力に係る契約に基づいて引き渡された数量が 600 メガワット時であったとした場合、企業の販売数量 600 メガワット時が電力契約で純額決済される数量と完全に一致するにもかかわらずヘッジ非有効部分が生じることになる結論を下した。これは、企業はヘッジ手段を 600 メガワット時（これは期間ごとに変動し得る）で測定し、これをヘッジ対象の測定（これは固定数量の 100 メガワット時に基づく）と比較することを要求されるからである。IASB は、このような状況でヘッジ非有効部分を認識することは、再生可能電力に係る契約をヘッジ手段として使用することから生じる経済的影響を忠実に反映しないと考えた。

## ヘッジ会計の修正案

## 再生可能電力に係る契約

### ヘッジ対象の指定

- BC32 IFRS 第 9 号の 6.1.1 項に記述されているヘッジ会計の目的は、財務諸表において、純損益に影響を与える可能性のあるリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を使用する企業のリスク管理活動の影響を表現することである。
- BC33 IASB は、BC21 項から BC31 項に記述した課題は、ヘッジ手段が関連している再生可能電力の変動数量をヘッジ対象として企業が指定することを認めることによって解決できると考えた。
- BC34 IASB は、このようなヘッジ対象の指定を認めることは、企業が再生可能電力に係る契約を使用してヘッジすることを意図している予定取引をより忠実に記述することを可能にするであろうと考えた。また、IASB は、このような指定は、数量リスクに起因するキャッシュ・フローの変動性がヘッジ関係に影響を与えるのを防ぎつつ、同時に市場価格の変動に起因する変動性の影響を認識することを企業に要求することになるとも考えた。IASB の見解では、このアプローチは、BC25 項に記述した再生可能電力に係る契約を締結する際の企業のリスク管理戦略と整合し、したがって、企業が財務諸表においてヘッジ関係の経済的影響をより忠実に表現することを可能にするであろう。
- BC35 IASB は、IFRS 第 9 号の既存のヘッジ会計の要求事項と整合的に、電力の予定取引がヘッジ対象としての指定に適格となるためには、予定取引は発生する可能性が非常に高くなければならないことを確認した。しかし、IASB は、参照されている生産設備（再生可能電力に係る契約において定められている）からの将来の売上の合計の比例的部分として指定された再生可能電力の予定売上についての例外を提案した。IASB は、企業がすべての再生可能電力の売上を比例的にヘッジしている場合には、参照されている生産設備からの再生可能電力の売上の発生時において、当該売上がヘッジ対象であることが企業にとって十分に明確となると考えた。

### ヘッジ対象の測定

- BC36 IASB は、ヘッジ対象の測定は当該項目の指定に基づかなければならないことに留意した。したがって、ヘッジ対象がヘッジ手段の再生可能電力の変動数量として指定される場合には、ヘッジ対象の測定はその変動数量に基づかなければならない。したがって、IASB は、企業がヘッジ対象を測定する際にヘッジ手段の測定に用いるのと同じ数量の仮定を使用することを提案した。ヘッジ対象とヘッジ手段との間で数量の仮定を可能な限り一致させることによって、ヘッジ関係は、固定名目数量と変動名目数量との比較によって生じるヘッジ非有効部分（すなわち、数量の不確実性）の影響を受けないことになる。
- BC37 IASB は、数量の不確実性によって生じるヘッジ非有効部分は発生しないはずであることを認識した。経済的には売上数量と再生可能電力に係る契約でカバーされる電力量は完全に一致するからである（BC31 項参照）。しかし、IASB は、電力の予定取引について、特に電力の購入の場合に、潜在的なヘッジ非有効部分のその他の発生源があり得る

ことに留意した。IASB は、例えば、次のような相違がある場合には、経済的影響があり得ると考えた。

- (a) 購入と電力生産の時期の相違により、直物価格の差異が生じる。
- (b) 再生可能電力に係る契約の対象となっている電力量とスポット購入量との相違。契約でカバーされている数量が購入量を上回る場合には、ヘッジ手段の公正価値変動がヘッジ対象の価値の変動を相殺しないことになる。
- (c) 直物価格のベース部分の相違。言い換えると、予定購入が行われる市場における直物価格（ヘッジされているリスク）と再生可能電力に係る契約が決済される市場における直物価格との間にベースリスクがある。このようなシナリオは、例えば、ある法域で電力を購入する企業が、別の法域に拠点を置いている企業と再生可能電力に係る契約を締結する場合に生じる。

BC38 IFRS 第 9 号は、ヘッジ関係が完全に有効であることは要求していない。IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.241 項で説明しているように、多くの種類のヘッジ関係は、解消できない何らかのヘッジ非有効部分を必然的に伴っている。これは、企業が費用対効果の高いヘッジ関係を達成するために受け入れている、ヘッジ手段とヘッジ対象との間の基礎数値の差異又はその他の差異によるものである。

BC39 しかし、IASB は、企業は IFRS 第 9 号の 6.5.11 項を適用してヘッジ非有効部分を算定する際には、実際の経済的影響を表すヘッジ対象とヘッジ手段との間の価格差異又はその他の差異を含めることとなることに留意した。

## 開示要求

---

### IFRS 会計基準を適用する企業（提案している IFRS 第 7 号の第 42T 項及び第 42W 項）

BC40 IASB のリサーチでは、利害関係者は IFRS 第 9 号の修正の範囲に含まれ、通常の購入として会計処理される再生可能電力に係る契約について透明性の向上を望んでいることが分かった。通常の購入として会計処理される契約は、IFRS 第 7 号の開示要求の対象とならない。

BC41 BC3 項で述べたように、利害関係者は IASB に、さまざまな種類の再生可能電力に係る契約が同一の経済的結果を生じさせ、企業を同様のリスクに晒すと述べた。IASB はこれらの利害関係者に同意した。IASB は、追加的な開示が、提案している IFRS 第 9 号の 6.10.1 項における特徴を有するすべての再生可能電力に係る契約について関連性があると結論を下した。

BC42 IASB は、他の IFRS 会計基準書（例えば、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」）が、再生可能電力に係る契約に適用される可能性のある開示要求を含んでいるこ

## 再生可能電力に係る契約

とを認識している。しかし、修正案は、企業がすでに提供している情報を繰り返すことは要求しない。また、IASB は、企業がこれらの提案している開示要求に従って開示する情報は、企業がこれらの契約に関してすでに開示しているサステナビリティ関連情報と両立可能であるとも考えた。

### 具体的な開示目的

BC43 IASB のリサーチは、投資者との討議及び一般に入手可能な財務諸表の机上レビューを含んでいた。このリサーチにより、投資者は再生可能電力に係る契約が以下に与える影響を理解する必要があることが識別された。

- (a) 当報告期間における企業の財務業績 — 例えば、これらの契約がなかったとした場合に収益及び費用がどのようになっていたのかに関する開示
- (b) 企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性 — 例えば、報告日現在の当該契約の公正価値の指標の開示

BC44 したがって、IASB は提案している IFRS 第 7 号の第 42T 項から第 42V 項で提案した具体的な開示目的を開発した。IASB は次のようにした。

- (a) 提案した開示要求について全体的な開示目的を追加しなかった。IFRS 第 7 号の第 7 項及び第 31 項がそうした目的をすでに含んでいるからである。
- (b) 提案している第 42W 項において、提案している開示は IFRS 第 7 号の B3 項における集約及び分解の要求事項の対象となることを確認した。明確化のために言うと、企業が契約ごとに個別に情報を開示することは IASB が意図するところではない。

### 情報項目

BC45 投資者は、企業が現在は開示を要求されていない情報項目のうち、再生可能電力に係る契約が企業の財務諸表に与える影響の理解を可能にする情報項目を列挙した。

- (a) 価格設定の種類（固定か変動か）
- (b) 当該契約において合意された価格（及び報告日現在の実勢市場価格）
- (c) 同じ非金融商品項目の販売又は購入の合計に対するこのような契約の比率
- (d) 当該契約が当報告期間中の収益及び費用に与えた影響—例えば、これらの契約がなかったとした場合（すなわち、すべての購入が実勢市場価格で行われたとした場合）に当期の電力コストはどのようになっていたか
- (e) 報告日現在の当該契約の公正価値の指標

BC46 しかし、多くの利害関係者が、BC45 項に列挙されている情報項目のいくつかを企業が開示することに関して懸念を示した。利害関係者は、これらの修正により企業が次の開示を要求される可能性があることを懸念した。

- (a) 商業的に機密性のある情報（例えば、契約で合意された固定価格に関する情報）
- (b) これらの契約がなければ収益又は費用がどのようになっていたかに関する「プロフォーマ」又は「仮定的」情報。利害関係者は、このような情報は作成及び開示が複雑となる可能性があるとして述べた。
- (c) 契約の公正価値。利害関係者は、これらの契約の公正価値の算定は複雑で、測定の不確実性が高いことから、コストが便益を上回るのではないかと疑問を呈した。

BC47 BC45 項から BC46 項に記述したフィードバックを検討した後に、IASB は、提案している IFRS 第 7 号の第 42T 項(a)及び第 42T 項(b)(ii)に列挙されている情報の開示を企業に要求することを提案した。再生可能電力に係る契約が企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影響を与えるのかを投資者が理解できるようにするためである。当該契約の残存期間にわたって契約における販売者が販売すると見込んでいるか又は契約における購入者が購入すると見込んでいる再生可能電力の数量に関する情報は、当該契約の公正価値を計算する必要なしに、企業の将来のコミットメントの大きさを投資者が理解できるようにする。

BC48 IASB は、これらの契約が企業の財務業績にどのように影響を与えるのかを投資者が理解できるようにするために、提案している IFRS 第 7 号の第 42U 項から第 42V 項に列挙されている情報の開示を企業に要求することも提案した。企業の電力取引の合計に対する当該契約の対象となっている電力の比率は、再生可能電力に係る契約の相対的な規模を投資者が理解できるようにする。提案している第 42V 項(b)から(d)の情報項目は、再生可能電力に係る契約が当報告期間中に企業が消費した電力に係る企業のコストに与えた影響を投資者が理解できるようにする。この提案は、企業が商業的に機密性のある情報の開示を要求されないように開発された。

## コストと便益

BC49 検討の結果、IASB は、BC45 項から BC48 項に示した提案している開示要求の便益は当該要求事項の適用のコストを上回るであろうと見込んでいる。IASB は、契約条件及び平均市場価格に関する情報は企業が容易に入手可能であろうと考えた。IASB は、実際の及び予想される電力量に関する情報も入手可能であろうと考えた。企業は自己使用の要求事項の修正を適用するためにこの情報を必要とするからである。公正価値の情報も、企業が再生可能電力に係るその他の契約の測定又は管理を公正価値ベースで行っている場合には利用可能であろう。

## 公的説明責任のない子会社（提案している IFRS 第 19 号の第 67A 項から第 67C 項）

BC50 結果的修正として、IASB は、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」を適用する企業に対し、再生可能電力に係る契約について IFRS 第 7 号の修正案を適用する

## 再生可能電力に係る契約

企業と同じ情報を開示するよう要求することを決定した。IASB は、要件を満たす子会社について開示を削減しないことを決定した。その理由は、

- (a) 提案している開示要求は、義務、コミットメント又は偶発事象に関する情報及び測定の不確実性に関する情報を提供することとなる。この情報は、IASB が開示要求の削減にあたって手引きとした、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」の BC34 項に示されていた大まかな原則と整合的である。
- (b) IASB は、BC49 項に示したのと同じ理由で、提案している開示要求の便益がコストを上回るであろうと見込んでいる。

## 経過措置（提案している IFRS 第 9 号の 7.2.50 項から 7.2.51 項、提案している IFRS 第 7 号の第 44LL 項から第 44MM 項及び提案している IFRS 第 19 号の B2 項）

---

### IFRS 会計基準を適用する企業

#### 自己使用の要求事項

BC51 IASB は、IFRS 第 9 号における自己使用の要求事項の修正案は、再生可能電力を購入する契約をデリバティブとして会計処理している企業に影響を与えると見込んでいる。修正案に従って、それらの企業はこれらの契約を通常の購入として会計処理することになる。したがって、IASB は、自己使用の要求事項の修正案を IAS 第 8 号「財務諸表の作成基礎」に従って遡及適用することを企業に要求すると提案した。しかし、IASB は、企業が比較情報を修正再表示することを要求されないことも提案した。IASB は、事後的判断を使用せずに可能である場合に、かつ、その場合にのみ、企業に過去の期間の修正再表示を認めることを提案した。このアプローチは、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号における経過措置と整合的である。

BC52 IASB は、従前の帳簿価額と修正が最初に適用される日現在の帳簿価額との差額を、修正が最初に適用される日を含む報告期間の期首において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識するよう企業に要求することを提案した。

#### ヘッジ会計の要求事項

BC53 利害関係者は、IASB が以下について経過措置を設けるべきであると述べた。

- (a) すでに指定されており企業が修正案を適用することのできるヘッジ関係
- (b) 既存の IFRS 第 9 号のヘッジ会計の要求事項では適格要件を満たさなかったが、企業が修正案を適用した場合には指定の要件を満たすこととなる潜在的なヘッジ会計関係

- BC54 IASB は、通常、ヘッジ会計は将来に向かってのみ適用できるものであることに留意した（IFRS 第 9 号の 6.4.1 項(b)及び 7.2.22 項参照）。したがって、IASB は、修正が最初に適用される日以後に指定された新たなヘッジ関係については将来に向かっての適用が適切であろうと結論を下した。これには、BC53 項(a)に記述したように、修正案が最初に適用される日においてすでに指定されているヘッジ関係におけるヘッジ対象の指定を変更することが含まれる。
- BC55 しかし、IASB は、ヘッジ関係の遡及的な指定が BC53 項(b)に記述した状況において可能ではないことに留意した。IFRS 第 9 号に関する結論の根拠の BC6.601 項では、遡及適用は、修正が適用される日においてすでに中止されているヘッジ関係を企業が復活させることを認めるものではなく、企業が事後的判断を用いてヘッジ関係を指定することを認めるものでもないと述べている。したがって、遡及適用はこれらの要求事項と矛盾することになる。このため、IASB は、修正が最初に適用される日から将来に向かって修正案を適用するよう企業に要求することを提案した。

### 開示要求

- BC56 IASB は、企業は、当期及び表示する過去の各期間について、IAS 第 8 号の第 28 項(f)（IFRS 第 19 号の第 134 項(f)）で要求されている定量的情報を開示する必要はないと提案した。開示することのコストが便益を上回らないであろうからである。

### 初度適用企業

- BC57 IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」は、IFRS 第 9 号における自己使用の要求事項の遡及適用に対する例外を含んでいない。IFRS 第 1 号は、ヘッジ会計の遡及適用に対する例外は含んでいる（IFRS 第 1 号の B4 項から B6 項参照）。IASB は、IFRS 第 1 号におけるこれらの要求事項に追加する理由を識別しなかった。したがって、IASB は初度適用企業に対する追加的な経過措置を設けないことを提案した。

## 公開草案「再生可能電力に係る契約」に関する代替的見解

### ブルース・マッケンジー氏及びロバート・ウール氏の代替的見解

---

- AV1 マッケンジー氏とウール氏は、IFRS 第 9 号「金融商品」の範囲からの除外を一部の再生可能電力に係る契約を含めるように拡張する提案に反対している。
- AV2 IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が発効して（そしてその後に IFRS 第 9 号において継続された）以降、企業は現金又は他の金融資産で純額決済できる非金融商品項目を売買するデリバティブ契約を公正価値で測定することを要求されてきた。ただし、非金融商品項目の受取り（又は引渡し）の目的が、企業の予想される使用（又は購入若しくは販売）の必要に従ったものである場合は除かれている。デリバティブを純額で決済できる能力には、非金融商品項目が容易に換金可能であるため、例えば、購入者が、契約に基づいて当該項目を受け取った後に、当該項目を容易に利用可能な市場で同時に売却できる状況が含まれる。この場合、購入者は実質的に当該契約の決済として正味の現金金額を受け取るか又は支払う。
- AV3 純額決済できるデリバティブ契約については、純損益を通じて公正価値で測定することで最も関連性のある情報が提供されることは、長年にわたり受け入れられてきた。デリバティブ契約の目的が、企業の自己使用のための非金融商品項目を購入することである場合（IFRS 第 9 号の 2.4 項で要求されている）には、公正価値の測定は最も関連性のある測定値ではないことも受け入れられており、これが例外の根拠を提供している。企業はこの要求を継続的に評価し、企業の意図が変化した場合（例えば、非金融商品項目に対する必要がなくなったために）には、企業による当該例外の適用も変更するようにならなければならない。
- AV4 企業は、IAS 第 39 号が発効して以来、これらの要求事項を電力の購入（及び販売）に係る契約に適用してきた。電力は他の非金融商品項目とは異なるいくつかの特徴（主に、効率的に貯蔵できず、市場の規制により、通常、企業が使用しない電力はスポット市場で直ちに転売することが要求されること）を有してはいるが、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号の要求事項は関連性があり忠実な表現であるとして受け入れられてきた。
- AV5 このプロジェクトにおいて、IASB は特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を示された。これらの契約と他の電力契約との相違は、特定の電力の生産の源泉が自然に依存しており、参照されている生産設備から生産された電力を購入者が当該電力の生産時に購入することを要求されていること（「生産量買取」契約）である。さらに、通常、これらのデリバティブ契約における購入者は、再生可能エネルギー証書（RECs）も受け取り、これには価値がある。
- AV6 マッケンジー氏とウール氏は、購入者が契約に基づいて生産及び供給されると見込まれる電力のすべてを使用することを意図しているが、自然の要因によってそうした予想を上回る生産の増大が生じ、企業がそうした未使用の余剰分を売却することを強いられる

という状況については、IFRS 第9号の要求事項に対する追加的な例外が正当化されると考えている。しかし、マッケンジー氏とウール氏は、公開草案における提案には反対している。購入者が、契約中の一定の期間（例えば、特定の時間数又は日数）について、契約に基づいて引き渡される電力を使用せずに売却するであろうことを合理的な確実性をもって知っている場合であっても、IFRS 第9号の要求事項に対する例外を認めているからである。提案では、再生可能電力契約における購入者は、たとえ、契約の開始時から、一定の期間における需要が予想される引渡しを下回るであろうことを知っており、それにより企業が当該期間中に契約に基づいて供給される電力を売却すると見込んでいる場合であっても、自己使用の例外の要件を満たすことができる。したがって、当該例外を適用する間に、購入者は、決して使用しないことを知っていた電力を、市場価格で市場に売却し、契約の当該部分の公正価値を実現させる可能性がある（同量の電力を、おそらく市場から異なる市場価格で購入することを意図している場合）。

AV7 マッケンジー氏とウール氏は、提案されている会計処理は、誤解を招く情報を提供する可能性があると考えている。企業がデリバティブ契約についてIFRS 第9号からの例外を使用する場合、利用者は、当該契約の何らかの部分について企業が現金又は他の金融資産で公正価値を実現するとは予想しないであろうからである。

AV8 したがって、マッケンジー氏とウール氏は、公開草案で提案されている追加の例外は、他の電力契約及び他の非金融商品項目に係る契約の会計処理に関する疑問を生じさせるだけでなく、そうした他の契約よりも再生可能電力に係る契約に対して寛容であるように見えると考えている。財務諸表が忠実な表現となるためには、会計処理は中立的であるべきである。

AV9 一部の利害関係者は、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約について企業の財務業績計算書に認識される公正価値変動は有用な情報を提供しないと主張してきた。同様の主張は、過去に他のデリバティブ契約に関しても行われた。マッケンジー氏とウール氏は、企業が契約の一部を純額決済するであろうことを知っている状況についてIFRS 第9号からの例外を設けることに反対している。しかし、マッケンジー氏とウール氏は、IASB が特定の契約についての現行の会計処理が意思決定に有用でないと考えているのであれば、それに対処するための方法は、表示を通じてであるべきであると考えている。

AV10 マッケンジー氏は、ヘッジ会計についての提案の範囲にも反対している。マッケンジー氏の意見では、IFRS 第9号を適用したキャッシュ・フロー・ヘッジ会計は意図されたとおりに機能しており、その主張は近いうちに適用後レビューの対象となるであろう。長年にわたり、利害関係者からはキャッシュ・フロー・ヘッジのこの側面に対処することを求める多数の要望があったが、IASBはプロジェクトを進めなかった。IAS 第39号がIFRS 第9号へ移行した際さえ、IASBはIFRS 第9号における要求事項をIAS 第39号における要求事項と同じままとした。公開草案における提案は、選ばれた種類の契約（再生可能電力に係る契約）についてキャッシュ・フロー・ヘッジの新たな変種を導入するものであり、マッケンジー氏の意見では、これは正当化できない。

## 再生可能電力に係る契約

AV11 マッケンジー氏は、経済実態が類似している他の契約については禁止しているにもかかわらず、これらの種類の契約について変動性のある名目数量を指定することを企業に認めるべきいかなる原則ベースの理由もないと考えている。マッケンジー氏の意見では、再生可能電力に係る契約に、このような根本的な修正を正当化する固有の特徴はない。マッケンジー氏は、IASB はむしろすべてのキャッシュ・フロー・ヘッジ関係に影響を与えることとなる考え得る修正についての包括的な解決策を検討すべきであり、今回の提案の範囲に含まれるものだけとすべきではなかったと考えている。



# IFRS<sup>®</sup>

Foundation

Columbus Building  
7 Westferry Circus  
Canary Wharf  
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**

Email **customerservices@ifrs.org**

**ifrs.org**